

保護者の皆様へ

所沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助のご案内

所沢市では経済的な理由によりお困りの保護者に対して給食費や学用品費などの経費の一部を援助しています。（援助の内容については、裏面を参照）

このたびの新型コロナウイルス感染症により、世帯の収入が減少し、生計に急激な変化がみられる場合、世帯状況によっては対象となる場合がありますので、申請をご希望の場合には学校または教育総務課にご相談ください。

対象となる世帯

- ① 世帯の前年所得合計が生活保護に準ずると認められる世帯
- ② 失業等により家計が急変した世帯

通常の所得審査では、前年の所得額を基に審査を行いますが、令和2年1月以降に家計が急変した場合、現在の状況確認のうえ審査を行います。

審査の際に令和2年1月以降の収入状況が客観的にわかる資料（例：給与明細書、離職票、雇用保険受給資格者証など）の提出をお願いすることがあります。

申請方法

*すでに申請書を提出された方は再度の申請は不要です

提出書類 「令和2年度 就学援助申請書」 *1世帯につき1部提出
市ホームページでダウンロードできます。また各小・中学校でも配付しています。

提出先 小・中学校 または 教育総務課

- ① お子さんを通じて学校に提出する場合には、封筒に入れ封をして提出してください。また、学校の事務担当者に必ず受取の確認をしてください。
- ② 教育総務課窓口で申請する場合には印鑑・申請者名義の銀行口座がわかるものをお持ちください。
- ③ 郵送で提出する場合 教育総務課に受取確認の電話をしてください。

郵送先住所 〒359-8501 所沢市並木1-1-1
所沢市教育委員会 教育総務課 宛て

*必要に応じて書類の追加提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和2年4月から援助を希望する場合には6月30日（火）までに必ず申請書を提出してください。

また、就学援助は随時受付を行っております。

年度途中で就学援助が必要になった方については、速やかにご申請ください。受付日に応じて援助開始月を決定し、就学援助費を支給します。

援助の内容

◇ 給食費 ⇒ 全額免除

◇ 学用品費等 (8月は除く)

小1 1,203円/月 (3月1,200円)

小2～6 1,410円/月 (3月1,400円)

中1 2,277円/月 (3月2,270円)

中2～3 2,483円/月 (3月2,480円)

◇ 新入学学用品費

小1 51,060円

中1 60,000円 ⇒ 7月

* 入学前支給を受けていない4・5月から援助の方が対象

<入学前支給>

令和3年度 新小1 51,060円

小6 60,000円 ⇒ 2月

* 支給を受けた方は、翌年度入学後の支給はありません

◇ 林間学校 (実施する学年)

小 3,690円 ⇒ 実施後3～4ヶ月

中 6,210円

◇ 修学旅行 (実施する学年)

学校が定めた金額で保護者が負担した額
(自由行動中にかかる経費を除く)

⇒ 実施後3～4ヶ月

◇ 体育実技用具費

中学校の体育の授業で柔道着を購入した場合に、
7,650円以内で実費を援助

◇ 医療費

- ・学校から治療を勧められた児童生徒に医療券を交付 (う歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など、指定された疾病)
- ・医療券を持って医療機関を受診した場合、保険診療分を援助

生活保護を受けている方

上表のうち修学旅行費・医療費のみ就学援助費の対象となります (それ以外の経費は生活保護費から支給)

【問い合わせ先】

- ・就学援助全般について

教育総務課

電話 04-2998-9232

メール a9232@city.tokorozawa.lg.jp

- ・給食費、医療費について

保健給食課

電話 04-2998-9249

メール a9249@city.tokorozawa.lg.jp